

庄内みどり農協米出荷農家各位

庄内みどり農協の未来を考える会

はえぬき・ひとめは不法収益の源！

試算してみてください！

はえぬき 344円/俵 × 8年 × 1年間の出荷数量 = 違法徴収額

ひとめぼれ 301円/俵 × 8年 × 1年間の出荷数量 = 違法徴収額

(金額は全体の平均です。出荷年・出荷方法によって異なります。)

1、平成26年11月7日に合意はしていません！

農協側は事あるごとに、11月7日に合意したと総代会や報道機関に発言を繰り返しています。さらに、何を合意したのでしょうか？

しかし、**私たちは合意をしていません**。もし、農協側が合意をしたというのであれば平成25年産米最終精算を平成27年9月に実施しましたが、平成24年産米の様になぜ、全額生産者に返金しなかったのでしょうか？

合意があったと言うのであれば、なぜ本来生産者に返金すべき約2億600万円を違法に農協の収益としたのでしょうか？

長い間の米価低迷、後継者不足の問題、TPPと私たちは日々大変な状況下でも、明日を信じ頑張っていますが、農協役員は数千万円にもなる報酬に農民の感覚を失ってしまったのではないのでしょうか？私たちは、農協側と合意はしていません。

2、はえぬき・ひとめぼれは違法収益の源！

平成25年産米の最終精算金状況です。はえぬきは、約45万俵出荷され、最終精算時直販メリットとして約3億6千万円農協に徴収させました。しかし返金額は約1億4000万円で、農協と他の品種に約2億2000万円が消えました。

同じく、ひとめぼれも約5万俵出荷、約5000万円が農協に徴収され、約1500万円は返金されましたが、約3500万円が農協と他の品種に消えました。

この様に、庄内みどり農協が言う、直販メリットと農協の剰余金は、はえぬき・ひとめぼれからの不法な徴収によって成り立っています。

平成27年度庄内みどり農協の剰余金は約2億9000万円でしたが、そのうちの約2億600万円は、定款・規程・約定書にも記載が無いままに、徴収されたものでした。

まさに、はえぬき・ひとめぼれは違法収益の源になっています。

3、農家がマイナス精算でも不正徴収は継続！

平成21年産米は初めて最終精算金が赤字になった衝撃の年でした。しかし、そんな農家が苦しい年も農協は約1億2千万円を農協の収益としました。さらに約3000万円を、理事会にも報告しないまま、保留していました。なぜ赤字精算の年に約3000万円もの保留をするのか、理解できません。私たちが指摘すると、全農からの請求がある可能性があったので、保留した等といひ訳をしていましたが、私たちの指摘を受け、平成26年6月になって支払いました。

4、続く組合員への圧力！

私たちは、これまで農協側に米の出荷数量の確認を、委任くださった方々の名簿を提出しました。

農協側はそのたびに、第3者を動かした職員を使って委任取り下げるよう圧力をかけてきました。

出荷数量の確認は、組合員に与えられた正当な権利です。この権利を今後も脅かすような事があれば、その事を問題し訴えを起こします。

5、理事会で決めれば何でも出来る！

定款・規程・約定になくても理事会で決めれば何でも出来ると、農協側は豪語しています。

それなら、なぜ平成26年産米の約定書を取直したのでしょうか？

全生産者から再度印をもらい、契約を取直しました。この事は約定行為自体が農協と個人の契約であり、理事会決定で決定出来ないことを農協自らが認めた他ならないかです。私たちは農協の正しい運営を求めます。

6、多くの方々に委任をお願いします！

農協側は、皆さんから頂いた委任状の契約月日が古いので、数量確認出来ないとこれまた不条理な、時間延ばしの為の言い訳を言ってきました。農協と組合員の関係を考えれば、月日を問題にすることは無いと思います。

今回再度、**数量確認の委任をお願いします。**数量を確認する事によって皆さんが違法に徴収された金額が判明します。

判明した金額を確認後に、返金の為の裁判に参加するかは皆さんのご判断にお任せします。まずは数量確認の為の委任状にサインをお願い致します。

7、地域問題ではありません・米の精算の問題です！

酒田とか遊佐とかと言った、地域問題ではありません！

米の精算の問題です！

はえぬきやひとめぼれの生産者が一番の被害者です！

農協は平成18年からの出荷数量分しか、確認できないとしています。

平成18年以前の米の出荷数量は農協からの書類・税務署への提出した書類等で確認し保管をお願いします。